

令和6年2月6日

第2回定例会  
議事録

文京区教育委員会

# 文京区教育委員会議事録

第 2 号

令和6年 第2回 定例会

日時：令和6年2月6日（火）午後2時

場所：区議会第二委員会室

「出席」

教 育 長	加 藤 裕 一
教育長職務代理者	清 水 俊 明
委 員	坪 井 節 子
委 員	小 川 賀 代
委 員	福 田 雅

「説明のために出席した教育局職員」

教育推進部長	新 名 幸 男
教育総務課長兼 真砂中央図書館長	宇 民 清
学 務 課 長	中 川 景 司
教育推進部副参事	宮 原 直 務
教育指導課長	赤 津 一 也
児童青少年課長	鈴 木 大 助
教育センター所長	木 口 正 和
庶務係主事	星 考 貴

「書記」

令和6年

## 第2回教育委員会定例会

令和6年2月6日（火）午後2時  
場 所 第二委員会室  
議事録署名人 福田雅委員

### 第1 議案の審議

第7号議案 「ワクワク自然体験あそび」の後援名義の使用について

第8号議案 「親子でプログラミング体験会！」の後援名義の使用について

第9号議案 文京区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

第10号議案 令和5年度学校保健・学校給食に関する表彰について

第11号議案 文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

### 第2 報告事項

- (1) 令和6年度文京区教育委員会主要施策について (資料第1号)
- (2) 令和5年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について (資料第2号)
- (3) 令和4年度 体罰等実態把握調査について (資料第3号)
- (4) 竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画（中間のまとめ）について (資料第4号)
- (5) 放課後児童健全育成事業における安全計画の策定等について (資料第5号)

### 第4 その他の事項

《参考資料》事業（行事）実施状況及び各施設の利用状況等

「開 会」

(14:00)

○加藤教育長 それでは、時間になりましたので、第2回の教育委員会定例会を始めさせていただきます。

まず、出席状況から確認させていただきます。委員は、全員ご出席いただいております。理事者は、宇津木教育推進部副参事が欠席しております。

本日の議事録署名人ですが、福田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

(はい)

## 第1 議案の審議

### 第7号議案 「ワクワク自然体験あそび」の後援名義の使用について

○加藤教育長 それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日の審議は5件です。

まず1件目、第7号議案「ワクワク自然体験あそび」の後援名義の使用について。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第7号議案、「ワクワク自然体験あそび」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1ページの申請書をご覧ください。

申請団体は、文京区ボーイスカウト連絡協議会。

代表者は、鈴木健一でございます。

事業名は、「ワクワク自然体験あそび」で、実施日は、令和6年6月9日（日）。

実施場所は、シビックセンターくみん広場でございます。

本事業は、子どもたちに体験活動をしてもらうことで、自然や野外での挑戦を経験し、達成感を味わってもらうとともに、楽しく挑戦することにより工夫やアイデアなど自主的、創出的な思考を促すことを目的としております。

対象者は、小学校中学年までの児童で、参加費は無料となっております。

このほか、資料といたしまして、実施要項、事業予算書、会則等がございます。

以上の内容について、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 地下のひろばって、地下鉄を出たところですね。

○加藤教育長 そうですね。大きなビジョンがあるところです。

○坪井委員 私、その大きなところにたくさんの方がいたところをあまり見たことがないんですが、60人ぐらいのスタッフがいて、子どもたちが次々に来て、6つもコーナーをつくってという広さの感じというのは大丈夫なものなんでしょうか。大体のイメージがわかれば教えていただきたい。

○教育総務課長 ここでは具体的なところは示されてはいないんですけども、こちらのボーイスカウト連絡協議会のほうも、会場のほうは確認していただいています、その範囲内で企画をして行っていくと聞いていますので、スペース的なところの問題はないかと思っています。

○加藤教育長 あまり見たことないという話ですけども、結構いろいろなイベントで使ってますので。

○坪井委員 大人数の方が。

○加藤教育長 そうですね。結構大人数の方が。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

はい。それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第8号議案 「親子でプログラミング体験会！」の後援名義の使用について

○加藤教育長 続きまして、第8号議案「親子でプログラミング体験会！」の後援名義の使用について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第8号議案、「親子でプログラミング体験会！」の後援名義の使用につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページの申請書をご覧ください。

申請団体は、NPO 法人ツナグ。

代表者は、山口勇太でございます。

事業名は、「親子でプログラミング体験会！」。

実施日は、令和6年2月25日(日)から3月17日(日)までの期間で、実施場所は、文京シビックホール会議室でございます。

本事業は、プログラミング教育の訴求、親子での思い出づくりの貢献などを目的としております。対象者は、区内在住・在学の小学生とその保護者で、参加費は1組1000円となっております。このほか、資料といたしまして、収支予算書、定款、役員名簿等がございます。

以上の内容について、後援名義の使用を承認したいと考えるものでございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○福田委員 前回も同じような質問をしたんですけど、この手のプログラミングとか金融教育とか、なかなか定型化しにくい教育のコンテンツというか、ほかとの差別化とか、何かあるんですかね。他との差別化、我々が後援するに当たって決定的となるものはあるのかなど、見ていて思ったということです。この内容だけだと、プログラミングというモワッとしたところだけで、なかなかわかりづらいなと思った。

あと1つだけ気になったのは、NPO法人ではあるんですけども、いただいた資料のNPO法人ツナグの設立趣意書の中に、もともとは株式会社で、プログラミング事業部からスタートしているかと思えます。そことの関係性。あるとき突然NPOの法人格取得という形になっているんですけど、今でもその絡み、つながりというか、何かあれば教えていただきたいなと思えます。

○教育総務課長 まず、プログラミング教育の差別化というところですけども、子どもたち向けのプログラミング教室というのが、基本的には汎用的なものを使うのが一般的で、教育センターのほうでもプログラミング教室を開催していますけれども、なかなか人気があって、倍率も高く、参加できないという声も聞いているところです。

今回、どちらかというところ、中身の精査というよりは、会場を文京区でやっていただくという縁がありましたので、そういったところでの文京区の子どもたちへの機会創出という面で、後援名義の承認をするのに値する、そういう視点で今回はこちらのほうを議案として提出したのになっております。

こちらのNPO法人のもともとの株式会社との関係ですが、申しわけありません、そこまでは確認がとれておりませんので、こちらの設立趣意書の2020年以降、NPO団体を設立して、そこから法人格の取得を初め、日本全国でNPOとしてのイベント活動を実施している、そういった点を押さえた上で、こちらの法人についての健全性というところは確認をしたところでございます。

○福田委員 何でこれがNPOになったのか、ちょっと唐突だったものですから、気になっただけです。

○坪井委員 今、福田委員がおっしゃった点に関係するんですけども、これが株式会社の事業部の主催であった場合には後援はどうなるんですか。もしそういう場合だったときは、NPO と違うという選択肢になるのでしょうか。

○教育総務課長 株式会社が営利目的として実施するのであれば、当然承認の対象にはならないかなと思っております。

ただ、今回、例えば会費が実費相当額の1組当たり1000円という設定とか、そういったところで仮に株式会社であっても会社の直接的な部分と結びつかないところでのCSR活動とか、企業もさまざまな貢献活動を行っていますので、そういう活動の中で後援名義という形で申請があれば、教育委員会にお諮りしてというところでは、承認の可能性はあるかなというふうには考えているところがございます。

○坪井委員 だとしたら、もしかしたら、そこらあたりの疑念を払拭するにNPO法人として、営利目的ではないということをはっきりさせたほうが良いと考えてつくられたのかもしれないですね。憶測すれば、そこで使われる教材に、例えば会社の名前が書いてあるとか、そういう形で子どもたちや親たちに広報活動ができるのかもしれない、そういうことですよね。その辺については、しっかりチェックしておいていただくということしかないんだろうと思いますけど。

○教育総務課長 そのあたりにつきましては、改めてこちらでも確認はしてまいりたいと考えております。

○加藤教育長 資料の一番最後のページに、毎回、相手方に確認書ということで求めています、これを見ていただければわかるんですが、営利を目的とした行為、学校内の物品の販売等、こういったところについては承認を取り消されることを前提に、承認していることとなりますので、そこについては重ねて確認しております。

○清水委員 内容は問題ないと思いますが、確認です。事業内容のところ、参加予定人員が280人ということで、280人とすると、小学生と保護者ですから、その半分、140組ぐらいかなと思います。予算のほうでは220組となっていて、参加予定人数が280組のつもりだったのかなと思いますけど、それでよろしいでしょうか。

○教育総務課長 こちらの参加予定人員280人というのが、シビックホール会議室を使用した場合の定員から割り出している。収支予算のところは一定おおむね8割程度の参加を見込んでの予算計上ということで220組の数字が出てきているものでございます。

○清水委員 220組というと、人数とすると440人になってしまいますけども。

○加藤教育長 これはどっちなんですかね。220人なのか組なのか。

○清水委員 1組1000円ですから、恐らく220組だと思うんです。そうすると、440人ということでキャパオーバーになるのかなと思うんですけど。

○教育総務課長 こちらの申請書の参加予定人員280人というのが誤りで、280組になります。

○清水委員 わかりました。それでよろしいのかと思います。

○坪井委員 今見ましたら、チラシに、1日に7回開催されて、1回当たり20組と書いてあります。だから、多分1回に20組入れる会場なんですね。7回あるから140組、2日で280組という計算なんだろうと思います。

○加藤教育長 ほか、よろしいですか。

はい。それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

#### 第9号議案 文京区教育委員会会議規則の一部を改正する規則

○加藤教育長 続きまして、第9号議案「文京区教育委員会会議規則の一部を改正する規則」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題とされました第9号議案、文京区教育委員会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、オンラインでの教育委員会開催等の規定整備を行うものでございます。ページをおめくりいただきまして、3ページの新旧対照表をご覧ください。

第3条の2第1項において、オンラインでの教育委員会の開催を規定するとともに、第3条の2第2項、第3項、第6条及び第14条において、開催に当たり必要な事項を整備するものでございます。

また、第24条の採決の方法について、異議の有無を問う方法を追加したものでございます。

この規則の施行は、公布の日からでございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 私、規則のこと詳しく全然確認してなかったんですけど、ここの部分は、今回改正と



うか、新しくつくられる分ですね。

○加藤教育長 改正ですね。

○坪井委員 もともとはインターネット会議の部分はなかったんですよね。新設。

○加藤教育長 そういう意味では、改正ですけど新設。条文の新設ということ。

○坪井委員 これまでにコロナ禍で行われていたネット会議はどこに基づいてということになるんですか。

○教育総務課長 こういった形で会議規則の中で明文化されていなかったところですけども、コロナ禍ということもあって、一定のみなしのような取り扱いで、インターネットを介したのもの、通常のこういった会場で行うものと同様とみなしていたというところですよ。

ですけども、今後コロナということだけではなく、インターネットを介して状況に応じては委員にご参加いただけるようにというところで、他区の事例等も参考にしながら今回こちらの規定整備ということで盛り込ませていただいたところがございます。

○坪井委員 もともとの規則に書面開催の部分はあったんですね。書面開催と持ち回り決議とか、そういうのはあったわけですよね。

○教育総務課長 今回の改正する規則でも書面開催というところは特段こちらのほうにはまだ規定されていない形になっています。

○坪井委員 もちろん今の条文の中にはないのはわかっているんですけど、現実には書面開催とか行われていますね、それはどこに基づいてなされているのかという質問なんですけど。どういう規則があるのかなのか。

○加藤教育長 今回、例えばインターネットを活用しての委員会とか、後で出てきますけれども、採決の方法とか、これまで慣例的にやっていた部分をしっかり規則のほうで整理しましょうという形で改正を出しています。全体としましては、その整理ということになりますけれども、坪井委員が今言った点につきまして、今確認しております。

○坪井委員 書面開催って、コロナ前もあったんですか。

○加藤教育長 臨時の教育委員会がありました。書面開催というか、臨時の教育委員会の規定がどうなっているのかというところで今調べてもらっていますので。

○教育総務課長 書面開催につきましては、教育委員会に限らずさまざまな会議体で取り入れられている手法ではあるんですが、そういったところが、今回、この規則や地教行法で特段明文化はされてはいないところです。運用上そういった取り扱いをしてきているところです。ただ、開催に当

たっては開催をするという決定をした上で行っていて、通常の開催と同様の手順は踏んできてはいるところですが、ただ、申しわけありません。今回のこの件については、特に新しい動きとしてインターネットを介してというところがありましたので、主にそういったところに着目して今回改正を図ったところですが、委員ご指摘の書面開催といったところは今回の改正に当たっての検討から外れていましたので、特段盛り込み等はされていない状況になっています。

○加藤教育長 書面開催というか、臨時の教育委員会のやり方として、皆さんが集まれないので、資料をもって説明して、という形なので、臨時の教育委員会自体は、規定上は定められているということではいいんですか。書面というのは手段でしかないと思います。それは書面にしろ、ネットにしろ、何らかの形で皆さんのご意見をいただいて決定ができればということで、手法だと思います。

○教育推進部長 今回の臨時会の規定ですが、規則の中の第3条に、委員会の会議の規定があります。定例会及び臨時会という形で臨時会の規定はございます。

○加藤教育長 ちなみに3条の3項は、「臨時会は委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があった場合にこれを招集しなければならない」という形になっておりますので、その臨時会を開いた中でそのとき取り得る手法として紙でという形でやられているというふうに。

○坪井委員 要するに、公的なルール自体がそういうふうに運用されているというのも私知らなかったんですが、例えばNPO法人とか社会福祉法人ですと、定款に定めがなければ対面しかできない。したがって、今回オンライン会議をするとか書面決議をするときは、定款にその旨を入れない限り、会議を開いたということを認められないんですね。なので、公的な公務に関してそうした規定がないまま書面会議やインターネット会議が決議として認められるというのは腑に落ちなくて、大もとの規定がどこかにあるのかなと思うんですが、大学なんかはありますか？

○小川委員 あるんですか。

○坪井委員 私たちは一々、電子的な手法を用いてというのを入れなきゃならなくて、そういうのがあるんですけど。今すぐじゃなくてもいい。

○加藤教育長 その点については、いいご意見をいただきましたので、こういう考え方でできますというところを改めてしっかり確認させてください。

この件につきましては次回ということで。いずれにしても、しっかり現状を踏まえて規則のほうでそこいらを盛り込むということが今回の提案の趣旨になりますので、坪井委員からいただいたご意見も踏まえて改めて提案させていただきます。

## 第10号議案 令和5年度学校保健・学校給食に関する表彰について

○加藤教育長 続きます、第10号議案「令和5年度学校保健・学校給食に関する表彰について」。

この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第10号議案、令和5年度学校保健・学校給食に関する表彰につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

1 の健康努力児童・生徒表彰候補者ですが、小学6年生、中学3年生を対象として、小学校56人、中学校25人の計81人でございます。書面による表彰審査会を開催し、候補者として選定いたしました。別紙1に学校名と候補者氏名を記載しております。なお、候補者氏名につきましては、現在推薦段階にあることから非公開とさせていただいております。そのため、傍聴の方にはこの資料はお配りしておりませんので、ご了承ください。

次に、2の学校保健優良校表彰でございます。表彰候補校は、小学校3校で、林町小学校、関口台町小学校、駕籠町小学校でございます。中学校は1校で、音羽中学校でございます。同じく書面による表彰審査会を開催し、候補校として選定いたしました。

裏面の2ページをご覧ください。3の学校給食優良校表彰でございます。表彰候補校は、第八中学校で、こちらも同じく書面による表彰審査会を開催し、候補校として選定いたしました。別紙2から別紙4までは、それぞれの表彰要領等を添付しております。

なお、令和3年度の文京区学校保健会総会において、当面の間、表彰は各学校で実施することが決定しております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○福田委員 無知で恥ずかしいんですけども、そもそも何を表彰しているのかがよくわからないのと、基準って、具体的に何なんですか。

○学務課長 まず文京区の健康努力児童・生徒につきましては、対象は小学校の6年生、中学校の3年生となっております。

推薦の基準としては、健康について積極的な努力をして成果を上げている児童・生徒ということで、昔でいう健康優良児ということだと、無遅刻、無欠席とかを見て表彰の対象とされているところがあつたと思いますが、今申し上げたような形で積極的な努力をするというところに焦点を当

てている。例えば小学校で上がっている内容としては、もちろん無遅刻、無欠席、欠席が少ないという児童もおりますが、陸上記録会に向けて人一倍練習する姿があったとか、体育の準備、片づけといったことを率先して行っているとか、必ずしも運動ができるとか、学校の欠席がない、少ないということだけの視点では選ばれていないところがございます。

あとは、学校組織への表彰というところでは、対象としてはすぐれた学校保健活動を行っているということで、うちの学校ではこういうことをやっていますよというところを各校で上げていただいている中で、すぐれた取り組みをやっているということを見ながら表彰対象とされているところがございます。

○福田委員 客観的基準というよりは、どちらかという先生の主観的な基準だったりすることですかね。

○学務課長 努力したということはなかなか数字だけで判断できないところもありますので、日ごろから教員が児童・生徒を見ている中で、特にお子さんが頑張っているところを見ながら推薦をしていただいている状況です。

○加藤教育長 今、主観ってありましたけど、主観ではなくていろんな状況を見ながら総合的に判断しているものと思っております。

○清水委員 例えば慢性疾患を持っているような病気の子どもが頑張って、その病気に打ちかつためにいろいろ努力してという子も表彰されたりはしているんですか。

○学務課長 今、委員がおっしゃったようなお子さんが表彰の対象となるケースもあります。今回でいいますと、入院していたけれども、復帰してから一生懸命頑張っているというようなお子さんもこの表彰をされている中には含まれておりますので、そういったところを先生が見て判断しているケースも実際ございます。

○清水委員 どうもありがとうございます。

○加藤教育長 よろしいでしょうか。

はい。それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件につきまして、提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

第11号議案 文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正

## する規則

○加藤教育長 それでは、続きまして、第 11 号議案「文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則」。この件について説明をお願いいたします。

○教育推進部長 ただいま議題となりました第 11 号議案、文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由をご説明いたします。

本件は、文京区保育所における保育に関する条例施行規則の様式変更に伴う改正でございます。

4 ページをご覧ください。こちらの別記様式第 1 号が改正となります。具体的には様式中段の「希望する保育施設等」の下線部分でございますが、従来は第 5 希望まで記載が可能であったところ、改正案では、第 8 希望まで記入が可能になっております。

この規則の施行期日は、令和 6 年 3 月 1 日でございます。

以上、よろしくご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 システム自体の質問なんです。この第 1 から第 8 までというのは、長時間保育を求める人は、現在行っている保育園、幼稚園とは別のところに申し込むことができるという意味なんですか。

○学務課長 教育でいう長時間保育につきましては、この取り組みをやっているのは、柳町こどもの森の柳町幼稚園の 4、5 歳児ということになりますが、実際に入所選考を行っているのは幼児保育課でワンストップという形で全て受付をやっております。

今回のこの様式についても、教育委員会の所管の施設でいえばそこだけになるんですけども、そこも希望するし、別の単体の保育園も希望するしということで、実際の希望は区長部局所管の保育園とこちらの教育委員会所管の柳町こどもの森、全て同じ様式でやっているという実情がございます。基本的には同じ施設のその後の延長保育であったり、長時間預かりであったりというのを保護者の方は利用されるということなので、別の A 保育園に行っていた子が B 保育園の延長とか、柳町のほうの預かりを使うということはないです。

○坪井委員 理解のためなんですけど、そうしますと、保育園の申し込みをするときに一緒に長時間保育も申し込んで、長時間保育のある保育園をここに書くということですか。

○学務課長 おっしゃるとおりです。保育園のほうは圧倒的に数は多いですけども、保育園プラス柳町という形になっています。

○坪井委員 そうすると、既に保育園に入っている人で、親の勤務形態が変わって長時間保育が必

要になった場合には当該保育園あるいは幼稚園の延長保育を申し込むということになるので、ほかのところの希望というのはありません。

○学務課長 そうです。延長だけ別の保育園とか別の施設を使うということはありません。

○小川委員 今回第5希望から第8希望まで書けるようになったということですが、そういった要望というか、なかなか第5にも入らないような状況がどのくらいあったのかということをお教えください。

○学務課長 実際今、保育園のほうもかなり入りやすくなっているというところもありますので、今までの第5希望でおさまっている状況が過去に比べればふえております。割合の数字は持っていませんが、そういう状況がございます。今回第8希望までふやしたのは、先ほど申し上げたように、入所選考自体は区長部局の幼児保育課で実施していますが、今年度より AI での選考を取り入れることになりましたので、今まで人の手で、第何希望のどこどこにどこのお子さんと決めていたのが、AIを導入したことによって、その作業に関しては一瞬で終わる。いってみれば、人の手でやった場合、第5希望までぐらいしか見てあげられなかったのが、AIを導入することによって、10になっても20になってもAIがあればできなくはないんですが、多少その幅を広げてという声もなくなりましたので、幼児保育課のほうでも第8希望というところで希望順位を少し広くとったと聞いております。

○加藤教育長 ほか、よろしいですか。

はい。それでは、お諮り申し上げます。ただいまの件について提案理由のとおりお認めしてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○加藤教育長 それでは、そのように決定させていただきます。

## 第2 報告事項

### (1) 令和6年度文京区教育委員会主要施策について

○加藤教育長 続きまして、報告事項に入らせていただきます。本日は5件です。

まず1件目「令和6年度文京区教育委員会主要施策について」。この件について説明をお願いいたします。

○教育総務課長 それでは、資料第1号に基づきまして、令和6年度文京区教育委員会主要施策について、報告をいたします。

初めに、リード文の主要施策についての説明になります。

本区の教育委員会におきましては、教育ビジョンや教育目標の実現に向けて策定された教育指針にのっとり、毎年度主要施策を定めて総合的に教育施策を推進しております。

そして、なお書きの部分にありますとおり、主要施策の取り組み状況につきましては、翌年度、事務局において点検・評価を行って、本委員会や議会へ報告を行っております。

次に、来年度の主要施策の内容についてご説明をいたします。

1「学校教育等」につきましては、教育指針の4つの視点ごとに全部で13の主要施策を定めております。

まず、視点1につきましては、①「新しい未来に向けた教育活動の推進」として、区立中学校生徒を平和特派員として派遣することで平和教育を推進してまいります。

視点2、①「確かな学力の定着」として、ICT教育の拡充。②「豊かな人間性の育成」は、人権教育の充実。③「健康・体力の増進」については、部活動支援員等の配置や部活動の地域連携・地域移行の推進。2ページに移っていただきまして、④「保・幼・小・中の連携・接続」については、情報交換や研修等による異校種への理解の促進。⑤「特別支援教育」は、研修等による特別支援教育についての理解の深化を図ってまいります。

次に、視点3、①「家庭・地域と連携した学校・園づくり」については、地域と学校との連携・協働による開かれた学校づくり。②「家庭教育への支援」については、各種講座による親子の育ちを支援してまいります。

次に、視点4につきましては、ソフト・ハードの両面からの環境整備となります。①「教員の資質・能力向上、教育に専念できる工夫」については、多様化に対応するための人的配置になります。②「安全・安心な学校生活のための危機管理体制」は、通学路の安全・安心な環境づくり。3ページに移っていただきまして、③「子どもたちの課題に対する専門的アプローチ」については、学校内の居場所への指導員配置等による不登校児童・生徒の支援。④と⑤につきましては、引き続き学校施設の整備を進めていくというものでございます。

次に、2「文化財行政」につきましては、講演会等の事業を通しまして、文化財等への理解を図ってまいります。

最後に、3「図書館」につきましては、ICT化の推進等による利便性の向上を図ってまいります。

資料第1号については以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見等ございますでしょうか。

○福田委員 令和5年度の主要施策とはどこを変えたんでしたっけ。どこか変わっているんでしたっけ。確認ができてなくて。

○教育総務課長 若干変わっております、まず、視点1の①「新しい未来に向けた教育活動の推進」のところでは、昨年度は、ICTの活用による授業や家庭学習の推進。それと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実というところを取り上げております。

視点2の①「確かな学力の定着」としましては、今年度はICT教育の拡充を上げております。

視点4の①「教員の資質・能力向上、教育に専念できる工夫」としましては、年次や職層等に応じた研修の実施による職員の育成を上げております。

②「安全・安心な学校生活のための危機管理体制」につきましては、新システムへの切りかえによる緊急情報伝達体制の整備を上げております。

昨年度の違いについては、おおむねそういった項目になっております。

○坪井委員 ここに関してはいろいろ配慮されたいものになっていると思います。今回のところに入るかどうかわからないんですけども、今、学校現場に行ってみて、教員の不足、教員の方たちのご苦勞、一部の保護者の方たちからの学校糾弾、それに疲弊する教員の方たちとか、そういうところが実際問題としてとても見えてきているんじゃないかなと非常に感じているんです。

それは文京区だけで何とかできるという問題ではなくて、教員の不足、教職の現場をもっと魅力あるものにするためにはどうすればいいかという大きな問題だし、教員養成課程をどうしなければいけないかということもあるでしょうけれども、保護者に教育現場の大変さ、教員も一人の人間なんだ、言われたことを何でもかんでもできるわけじゃなくて、保護者もそれを理解して一緒に子どもを育てていきましょうよという働きかけができるような形。コミュニティ・スクールというのは恐らくそういうのを目指しているんだろとは思いますが、地域の教育力とかいうよりも、もっと切実な学校教育の現場の実情を保護者にも理解いただき、悲鳴も聞いていただき、一緒に子どもを育てていましょうみたいな動きはできないものなのかなと感じるんですけど、いかがなものでしょうか。

○教育指導課長 坪井委員がおっしゃっているとおりだと思います。このことについては、今言ったように、まず、教員の働き方の現場の改革としては、国のレベルでご案内のとおり、処遇面の改善も検討されていますし、都教育委員会も、配置ができてないということは、区市町村教育委員会を巻き込んで環境整備については、今、全力で取り組んでいることです。

そういう現状を踏まえて、本区としても来年度、教員の働きやすい、それはもっと言うと、むしろ



子どもたちに充実した学びの環境を提供するためには教員がなくてはならないと思っているので、そういった部分での先生方の働き方改革を推進するということでは人的な措置も今回予算要求して予算編成されていますから、今後、議会のご審議を得て最終決定されると思いますけど、そういった形の整備はしています。

一方で、保護者のご理解ということですけど、これは子どもたちと一緒に育てていくということでは、やはり保護者と教職員が一緒にならないと難しいことだと思います。

ですから、教育委員会またはPTAの場であるとか、さっき坪井委員おっしゃったように、コミュニティ・スクールの場合とか、そういったところでは働きかけを教育委員会としてもしていかなければいけないし、学校としてもアナウンスしていただくように、引き続き努めていきたいと思っています。

**○加藤教育長** 私からも。先ほど保護者のお話がありましたけれども、坪井委員も言われたように、一部の保護者で、大多数の保護者の方は学校に非常に協力的です。いろんな部分で学校を助けていただいているというのがまず前提になると思っています。そういったことで、学校自体も回っているところもありますので、そこについては、全員の保護者がというよりはむしろ一部ということですが、ただ、その一部の保護者の対応で苦慮しているというところは教育委員会としてもしっかり把握していますので、そこについてはまずは学校の中で、一教員に任せるのではなくていろんな立場の教員が協力しながら組織として対応することが必要なのかなと思っています。

また、そこで対応し切れないような状況があれば教育委員会のほうにも相談していただいて、そこについては一緒になって考えていく、今もそういう形でやっております。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

はい。

## (2) 令和5年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について

**○加藤教育長** それでは、続きまして、「令和5年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について」。この件について説明をお願いいたします。

**○教育指導課長** それでは、資料第2号に基づきまして、令和5年度文京区教育研究奨励費受給者の決定について、ご報告を申し上げます。

文京区教育研究奨励事業実施要項に基づき、区立幼稚園、小学校、中学校の教職員で優秀な研究成果を上げた者に対して授与するものとなっております。

本日は、概要をご紹介します。個人奨励の丹羽賞でございますが、受給者は、第九中学校、山本康太主任教諭でございます。研究主題は、「AI 英語学習プラットフォーム World Classroom を活用した中学校英語の授業—主体的に個別最適化学習を進める生徒の育成—」となります。本研究では、World Classroom というオンライン英語学習サービスを活用した英語指導について研究をしています。特に音読指導に焦点を当て、日常的に生徒が主体的に取り組む音読練習の実践方法や英語検定 2 次試験に向けたスピーキング能力の向上に寄与する実践を行いました。本研究は、区内の英語科教育の授業改善に向けて参考にすることができる内容でございます。

続いて、グループ奨励の石黒賞でございますが、受給者は駕籠町小学校、星智巳主任教諭・他 9 名のグループでございます。研究主題は、「学びを紡いでいく児童の育成」となります。本研究は、令和 3 年度、4 年度で行った文京区教育研究協力校での研究の結果から見えてきた課題の改善を図るため、令和 5 年度も引き続き研究を行いました。「学びを紡ぐ」ということを、「学びを自分事と捉えた上で能動的な学習行為」と定め、このような児童の姿を捉えて価値付けていくための教員の資質・能力をさらに伸ばすことと、カリキュラムマネジメントの視点を取り入れた個別最適な学びと協働的な学びの実現を図るための研究となっております。本研究では、主体的に学習に取り組む児童の育成と、児童の学習に伴走する教師の変容がまとめられており、区内教職員の学習の状況を把握する力の向上や、校内全体で取り組む組織的な対応について参考にすることが期待できます。

なお、昨年同様、学校からの報告書が整い次第、後日、教育委員の皆様にご報告させていただきますので、内容をご確認いただけますと幸いです。

ご報告は以上でございます。

○加藤教育長 この件につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。

はい。

### (3) 令和 4 年度 体罰等実態把握調査について

○加藤教育長 それでは、続きまして、「令和 4 年度体罰等実態把握調査について」。この件について説明お願いいたします。

○教育指導課長 それでは、資料第 3 号に基づきまして、令和 4 年度体罰等実態把握調査について、ご報告を申し上げます。

東京都教育委員会により公表された資料をもとに、文京区の状況もあわせてまとめた資料となり

ます。

ポイントとなるところを、幾つかご説明させていただきます。まず、昨年度との報告内容の変更がございます。今回、東京都は、本調査で報告のあった学校数を公表していないため、東京都における数は明記をしておりません。また、「指導の範囲内」の数についても公表されていないため、同様に記載をしておりません。

次に、2「報告数」をご覧ください。令和4年度文京区において報告があった件数は、小学校6校15件、中学校2校2件となります。昨年度の令和3年度に比べて、小学校では13件の増加、中学校では1件の増加となります。

3「報告の内容」をご覧ください。①「体罰」は、令和3年度に引き続き令和4年度も、小・中学校ともに0件でございました。次に②「不適切な行為」についてですが、今回からア「不適切な指導」と、イ「行き過ぎた指導」を合わせておりますが、小学校で2校3件、中学校で1件となります。ウ「暴言等」につきましては、小学校で4校5件、中学校で1件となります。

4、「体罰の根絶を図るための文京区教育委員会のK取組」といたしましては、(1)の1の合同校舎園長会でサービスの厳正を働きかけるとともに、3番目、学校支援のために指導主事が積極的に学校訪問を行ってまいります。(2)の研修につきましては、体罰防止月間のサービス事故防止研修や、教育センターと連携を図り、アンガーマネジメント研修などを実施してまいります。

ご報告は以上でございます。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○清水委員 東京都のほうで校数であるとか人数を公表しなくなった理由というのは何なんでしょうか。

○教育指導課長 聞いている範囲では、校数よりも件数がどれだけあったかという実数に重きを置いて変更したと伺ってございます。

○小川委員 昨年と比較して件数が、小学校、大幅にふえているというご報告だったと思いますが、これは何が起きていたのかというのを教えてください。

○教育指導課長 我々の分析では、以前はコロナ禍で教育活動が思うようにできず制限をされていた、そういった部分では子どもたちへの教職員のかかわりも限定をされていた。ところが、この4年度については、コロナ禍ではありましたが、教育活動もできる限り行おうというふうにした結果、子どもとのかかわりや教育活動が活発になって、教職員がいろいろな指導する中では、そういった疑念を持たれたケースもあって報告をされたものと認識をしてございます。

○小川委員 この件数というのは、コロナ前と同じなんですか。それとも、やっぱりそれでも今回は多いということなんですか。

○教育指導課長 委員ご指摘のとおり、コロナ禍前よりこの数は多い状況でございます。

○小川委員 そこはやはりコロナ禍という時間があったことで、お互いのコミュニケーションがうまくとれないということが起きていたと考えられるのでしょうか。

○教育指導課長 そこは正確にそれぞれを聞いているわけではありませんが、一定程度コミュニケーションが制限をされていて、そこがだんだんできるようになっていく中で、一旦上がっているものかと思います。ここに書かれている報告件数は一定上がっていますけれども、中を見ていただくと、指導の範囲内ということも、小学校で1校6件ありますから、そういった部分では疑念を持たれて報告された内容も都教育委員会と精査をする中では指導の範囲内と判定されたものもありますので、そういった部分では児童、教職員とのコミュニケーションを引き続き行っていけば解消されると考えております。

○坪井委員 指導の範囲内というところで、1校で6名ということは1つの学校で6件起きたと読むのでしょうか。その場合、教員の数じゃなくて、被害を受けた子どもの数と思えばいいんですか。

○教育指導課長 被害というか、今回は6名からそういう申し出があったということです。それを調べた結果、指導の範囲内だったということです。

○加藤教育長 これは延べ人数じゃなくて、実人数。

○教育指導課長 教育長おっしゃるとおり、実人数です。

○坪井委員 1人の教員に対して6名の子どもたちが何か申し立てたという意味なんですか。

○教育指導課長 必ずしも1人の教員とは限りません。1校だと言っているだけなので、その中では2人の教員に対して言われている可能性はあります。

○坪井委員 指導の範囲内の判定は、子どもたちから申し出はあったけれども、教育委員会が調査をしたところ、それは教員として当然の指導だったと判断したという意味で子どもたちは納得しているのでしょうか。

○教育指導課長 今、坪井委員おっしゃったように、区教育委員会から都教育委員会にこういう事案があったという報告をし、都教育委員会が一定程度精査をした結果、指導の範囲内だと言われている。子どもたちが納得しているかどうかは、そこは学校としても校長が事案の報告を受け、確認している中では、先ほど言ったように、子どもの認識と教員の認識に違いがあるので、そのことを説明している現状でございます。

あまり具体的なことを言うと、学校や児童が特定されるおそれがあるので、そこは具体的なことについてここで述べることはできませんが、本事案においては、例えば暴れたり、ふざけたりした子どもの両肩を持ったという事案が複数の子どもから報告をされ、先ほど言ったように、学校または区、都教育委員会で精査をした結果、それは指導の範囲内だったという判定を受けたものです。

○加藤教育長 一番後ろのページに体罰分類基準というのがあります。その一番下の③「指導の範囲内」ということで、今、教育指導課長が言ったように、「注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた児童・生徒の身体に、肉体的負担を与えない程度の、軽微な有形力の行使」ということで、これをどの程度と判断するかというのはありますけれども、そこについては学校からの報告に基づいて、東京都のほうがこの基準に基づき軽微な、先ほどのお話で言えば肩を持ったという有形力の行使ということで、好ましくはないけど、指導の範囲内ということで判断をされたということだと思います。

○坪井委員 それはわかりました。それは指導の範囲内だったんだ。あるいは不適切な指導だったんだ、行き過ぎた指導だった、暴言だったとなった場合は、子どもとの間で、謝罪とか関係調整の動きというのが行われるんですか。

○教育指導課長 そのとおりでございます。

○坪井委員 どころ言わなくていいんですが、それで子どもも保護者も了解したという状態になっている？

○教育指導課長 これはあくまで子どもたちが申し出をしているので、校長先生との話の中では、例えば保護者には言わないでほしいという事案が生じれば保護者に言わないこともあるかもしれませんが、また話の中で直接的に教員に言わないでほしいということがもし生じれば、その中では、校長先生が、そういう嫌な思いをさせて申しわけなかったということで理解をされて、その後の教員との関係が特段こじれていないので、そのまま継続して見守っている状況もあります。だから、ケースによってそれぞれが一定程度改善に資するように学校の指導の中で行っていただいている状況でございます。

○加藤教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいですか。

はい。

#### (4) 竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画（中間のまとめ）について

○加藤教育長 それでは、続きまして、「竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画（中間のまとめ）について」。この件について説明をお願いいたします。

○真砂中央図書館長 資料第4号をご覧ください。竹早公園・小石川図書館一体的整備基本計画（中間のまとめ）になります。

今回この計画を策定するに当たっては、今年度基本計画案をお示しして、今年度中に基本計画を取りまとめるという予定でございましたけれども、それまでの間にこういった基本計画に相当するような可視化された資料等が作成されていなかったもので、今回これを（中間のまとめ）として、こちらを議会や地域の方あるいは利用者などにお示しをした上で、再度ご意見を取りまとめて基本計画を取りまとめていくということになりましたので、今回（中間のまとめ）として報告をするものでございます。

概要といたしましては、老朽化した小石川図書館の改修ということで検討を始めまして、その上で隣接する竹早公園（竹早テニスコートを含む）と一体的に整備をしていく必要があるというところで、経緯のところにもございますけれども、これまで検討を進めてきております。

この基本計画のこの資料につきましては、公園部分、テニスコート、図書館の分が全て合わさった形になっていますので、本日の報告の中では、おおむね全体の概要と、あと小石川図書館の部分に特化する形でご説明をさせていただければと思います。

1枚おめくりをいただきまして、基本計画の（中間のまとめ）になります。こちらの（中間のまとめ）の本書の2ページをお開きください。こちらの「施設・当該敷地の現況」になります。下の図にもありますけれども、竹早公園がありまして、その右上のところの小石川図書館が隣接をしているといった状況になっております。

小石川図書館の部分につきましては、8ページに、より詳しく記載をしているところでございます。小石川図書館の現状といたしましては、平成11年度に耐震補強等の工事はしておりますけれども、昭和40年に建設されたということで55年以上経過して老朽化が進行している。またエレベーターが設置されていないということもありまして、そういった面でのバリアフリーに対応していない状況でございます。また、この建設時には日影規制がなかったということで、そのため現在の建築基準法に適合せず、現況の敷地面積では同規模の建物が建てられないといった現状になっております。

こちらの資料の所蔵数につきましては、約22万4000点ということで、特色としてはレコードの所蔵を多くしている館となっております。

続きまして、16 ページをご覧ください。今回この検討を進めていくに当たっては区民参画ということで、アンケートまたワークショップなどでさまざまなご意見をいただいております。いただいた意見の主な内容としましては 20 ページの下のところ、現在の図書館の使われ方としましては、「本や雑誌を借りる」という回答が最も多くなっているとか、施設の満足度につきましては、館内のサイン・案内のわかりやすさは、「やや不満」、「不満」が最も高いといった状況になっている。また自由意見のところでは、先ほども申しあげましたとおり、バリアフリーとかあるいは資料の探しやすさの工夫といったことが求められております。

詳細につきましては、21、22 ページのほうに記載をしておりますので、こちらにつきましては、後ほどご覧をいただければと思います。

次に、26 ページ。今ご説明したところとも重複しますが、図書館における課題ということで整理したのになっています。1 つは老朽化とユニバーサルデザインへの対応。次としては「蔵書能力の強化、利用しやすい書架配置への対応」。3 番目としては、「児童や若年層等へのサービスの充実」。また「視聴覚資料の活用」、「閲覧環境の充実」などを課題として挙げたところでございます。

そういったところを踏まえて検討を進めまして、31 ページをご覧ください。課題やご意見を踏まえて整理をした「図書館における機能・サービス」になります。

主な項目としましては、「充実した資料の提供と利用しやすい配架」、あるいは「子どもが過ごしやすい空間」、「読書や学習空間の整備」などを挙げているところでございます。32 ページでは、「ICT の活用による利便性の向上」や「全ての人が安心して利用できる環境整備」なども掲げたところです。

32 ページの下のところでは、こちらのほうで整備する建物の規模に大きく影響する部分として蔵書規模目標を挙げております。今現在、文京区立図書館につきましては、1 館だけで大量に蔵書をするというよりは全ての館で蔵書をして全体として貸していく。そこに蔵書してないものでもほかの館から取り寄せて貸すというシステムをとっておりますので、全体の規模の中で一定蔵書を確保していくということで考えているところでございます。

そのため、小石川図書館直接の蔵書としては、今とほぼ同じ規模、22 万 4000 点の蔵書とすることを目標と掲げたところでございます。

次の 33 ページ。その一方で、図書館としての蔵書、開架、閉架合わせての蔵書以外に、全体の 10 カ所の図書館で利用していくための共同書庫といったものを整備することで、よりサービス展開が

しやすくなるということで、共同書庫の設置をこちらに盛り込んだところでございます。

これらを踏まえて、より詳細に施設の設備目標などを定めたところですが、こういった部屋等を盛り込むのかといったものにつきましては、37ページに記載しております。

これは複合施設の中の記載ということで図書館だけを抜き出したものではないので、ちょっと見づらくなっています。おおむね図書館機能の部分としましては、一般・視聴覚資料ゾーン、児童ゾーン、それ以外に事務室や会議室、閉架書庫、共同書庫といったものが直接的な図書館機能の施設ということで盛り込んだところでございます。

今お話をした全体像を図でお示ししているのが40ページの平面図と立面図になっております。この土地につきましては、図の下の部分から上の部分に向けて傾斜がありまして、おおよそ5メートルの高低差がある土地になります。図書館を整備するに当たっては、その高低差を利用した形での施設整備ということで今回まとめ上げているものでございます。

イメージの図としては41ページの上の図のとおり、右側の低い位置にある道路からこの建物の地下部分に入ってバリアフリーのエレベーターなどの設備を使って公園の面に上がる。公園、テニスコートの利用者はそのままその高さから入っていけるということで、人の交流とかも創出していけるといった複合施設になっております。

今回、基本計画ということで、設計と違って、より詳細な部分、使い勝手とか、この平面図の中の詳細な割り振り等はまだお示しできない段階ですけれども、規模感といったおおよそのイメージでは、今回の基本計画の案でご確認をいただければと思っております。

最後に、最初の基本計画についての1枚目に戻りまして、1枚目の裏に今後のスケジュールがございまして。今後のスケジュールといたしましては、これから2月定例議会がございまして、そちらで主に公園・テニスコート部分については建設委員会、図書館の部分については文教委員会で報告をする予定としております。3月に入ってから、今回取りまとめた（中間のまとめ）について、地域の方々あるいは施設利用者へ周知をしていきたいと考えているところでございます。

雑駁にはなりますけれども、説明は以上になります。

○加藤教育長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

よろしいですか。

はい。

#### （5）放課後児童健全育成事業における安全計画の策定等について



○加藤教育長 それでは、次に行きたいと思います。続きまして、「放課後児童健全育成事業における安全計画の策定等について」。

○児童青少年課長 それでは、資料第5号に基づきまして、放課後児童健全育成事業における安全計画の策定等について、ご説明いたします。

まず、1、概要ですが、厚生労働省が定める放課後児童健全育成事業、いわゆる学童クラブ、文京区では育成室に当たりますけれども、こちらの設備及び運営に関する基準が改正されたことを受け、区の基準の見直しを行うものでございます。

2、主な変更内容をご説明いたします。(1)放課後児童健全育成事業者は施設内の安全点検や事業所での活動等での安全に関する指導、職員への研修等についての安全計画を策定し、この計画に従って必要な措置を講じること。(2)利用者の活動等のために自動車を運行する場合、乗降車の際に点呼等の方法により利用者の所在を確認すること。(4)感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じることなどについて努めることなどの見直しを行うものでございます。

これを受けまして、3、文京区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例を改正するものでございます。

4、施行日は、令和6年4月1日と予定しております。

説明は以上です。

○加藤教育長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○坪井委員 この安全計画が策定された背景というのをちょっと説明していただけますか。保育園ではいろいろ事故があったというのは新聞紙上に出ています。学童保育でもあったんでしょうか。

○児童青少年課長 学童保育では特にございませんが、今、委員おっしゃった保育園でもバスの置き去りですとか虐待等も行われているということもありまして、放課後児童健全育成事業でも安全計画の策定を進めようということが国の基準で決まったということでございます。

○加藤教育長 ほか、いかがでしょうか。

よろしいですか。

はい。

それでは、以上で報告事項を終了させていただきます。

### 第3 その他の事項

○加藤教育長 その他ですけれども、その他何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい。

それでは、第2回定例会はこれをもって終了させていただきます。本日はありがとうございました。

(15 : 18)

令和6年2月6日

議事録署名人

教育長

委員